

フローチャートで
確認しよう！

あなたは申告が 必要？不要？？

まずはフローチャートで、市民税・県民税の申告が必要かどうか確認してみましょう。なお、所得税の還付を受ける方、又は申告する義務がある方は、確定申告書を提出してください。その場合、市民税・県民税の申告は不要です。

秦野市
令和6年度

このフローチャートは一般的な事例です。ここに載っている事例が当てはまらない場合もありますので、詳しくは市民税課までお問い合わせください。

※市民税・県民税は、世帯ではなく個人に課税されますので、個々に判定が必要になります。

START

